別表第二の三第二号の二ホ⑽中「固定式電気抵抗器」の下に「及び電気抵抗器の部分品」を加え、同号ホ⑽を同号ホ⑲とし、その次に次のように加える。

⑳　印刷回路

別表第二の三第二号の二ホ⑼を削り、同号ホ⑻中「電気機器」の下に「及びこれら」を加え、同号ホ⑻を同号ホ⑰とし、その次に次のように加える。

⑱　固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ホ⑺中「送信機器」の下に「、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー」を加え、同号ホ⑺を同号ホ⑬とし、その次に次のように加える。

⑭　レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

⑮　自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機

⑯　陰極線管モニター

別表第二の三第二号の二ホ⑹の次に次のように加える。

⑺　電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品

⑻　工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びその部分品

⑼　ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器

⑽　電熱用抵抗体

⑾　音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品

⑿　不揮発性半導体記憶装置

別表第二の三第二号の二ホに次のように加える。

⑶1　機器の電気式部分品

⑶2　電気電子機器のぐず

別表第二の三第二号の二中ホをトとし、同号ニ中⑶8を⑸8とし、同号ニ⑶7中「針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受」を「玉軸受及びころ軸受並びにこれら」に改め、同号ニ⑶7を同号ニ⑸6とし、その次に次のように加える。

⑸7　ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ニ⑶6中「の弁」の下に「、逆止弁」を加え、同号ニ⑶6を同号ニ⑸5とし、同号ニ中⑶5を⑸4とし、同号ニ⑶4中「及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は」を「、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号ニ⑶4を同号ニ⑸3とし、同号ニ中⑶3を⑸2とし、⑶9から⑶2までを⑷8から⑸1までとし、同号ニ⑶8中「及び自動開きダイヘッド」を「、自動開きダイヘッド及び工作物保持具」に改め、同号ニ⑶8を同号ニ⑷5とし、その次に次のように加える。

⑷6　はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品

⑷7　自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ中⑶7を⑷4とし、同号ニ⑶6中「加工機械」の下に「並びにその部分品及び附属品」を加え、同号ニ⑶6を同号ニ⑷0とし、その次に次のように加える。

⑷1　鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品

⑷2　引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

⑷3　石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ⑸5中「ねじ立て盤」の下に「並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号ニ⑸5を同号ニ⑶8とし、その次に次のように加える。

⑶9　研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ⑵4中「転炉」の下に「、取鍋及びインゴット用鋳型並びにこれらの機器又は鋳造機の部分品」を加え、同号ニ⑵4を同号ニ⑶3とし、その次に次のように加える。

⑶4　金属圧延機及びそのロール

⑶5　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び附属品

⑶6　金属加工用のマシニングセンター及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの機械又は金属加工用のユニットコンストラクションマシンの部分品及び附属品

⑶7　旋盤並びにその部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ中⑵3を⑶2とし、⑴5から⑵2までを⑵4から⑶1までとし、同号ニ⑴4中「くい打ち機」を「移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及び」に、「、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機」を「並びにこれらの機械又は除雪機の部分品」に改め、同号ニ⑴4を同号ニ⑵3とし、同号ニ⑴3中「アングルドーザー」の下に「、地ならし機、スクレーパー」を加え、「及びショベルローダー」を「、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品」に改め、同号ニ⑴3を同号ニ⑵2とし、同号ニ⑴2中「機械」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ニ⑴2を同号ニ⑵1とし、同号ニ⑴1中「作業トラック」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ニ⑴1を同号ニ⑴9とし、その次に次のように加える。

⑳　フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ニ⑽中「及びホイスト」を「、ホイスト、ウインチ及びキャプスタン」に改め、同号ニ⑽を同号ニ⑱とし、同号ニ中⑼を⑰とし、同号ニ⑻中「及びその」を「、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの」に改め、同号ニ⑻を同号ニ⑯とし、同号ニ中⑺を⑮とし、⑹を⑾とし、その次に次のように加える。

⑿　炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品

⒀　ベーカリーオーブン

⒁　加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品